

有効期間満了日 令和5年3月31日
熊備二第134号
令和2年3月24日

熊本県警察家畜伝染病対処マニュアルの一部改正について（通達）

本県警における家畜伝染病の対応については、「熊本県警察家畜伝染病対処マニュアル」（平成30年5月25日付け熊備二第175号、以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」（令和2年2月5日付け法律第2号）の施行に伴い、旧通達を別添のとおり一部改正したので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、旧通達は廃止する。

記

1 改正点

- (1) 豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称をそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更した。
- (2) 組織改編に伴い、別添3「熊本県警察「家畜伝染病」対策室編成表」及び別添4「熊本県警察「家畜伝染病」対策本部編成表」の役職等の表記を変更した。

令和2年3月

熊本県警察家畜伝染病対処マニュアル

熊本県警察本部

目 次

1	基本方針	1
2	定義	1
3	対処態勢	
	(1) 熊本県警察の態勢	1
	(2) 熊本県の防疫態勢	2
4	家畜伝染病発生時の各種制限等	
	(1) 通行の制限又は遮断	2
	(2) 家畜等の移動の制限	3
5	家畜伝染病発生時における熊本県の防疫措置	3
	(1) 口蹄疫発生時の防疫措置	
	(2) 高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置	
6	具体的措置要領	3
7	高病原性鳥インフルエンザ発生時の初動対応要領	4
8	発生地農場等直近における警戒活動時の防疫措置等	5
9	感染防護服の着装要領	7

【参考資料】

資料1 「関係機関連絡先一覧」

資料2 「高病原性鳥インフルエンザウイルスに対し感染リスクの高い日本の野鳥種」

熊本県警察家畜伝染病対処マニュアル

1 基本方針

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの悪性家畜伝染病は、ひとたび発生すれば、社会的・経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活にも大きな混乱を招くおそれがあることから、熊本県警察としては、必要な態勢を確立するとともに、知事部局、市町村等の関係機関との連携を強化し、県民の安全・安心を守るための各種対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

2 定義

(1) 家畜伝染病

家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号。以下「法」という。）第2条に定める家畜伝染病をいい、その種類及び家畜の種類は【別表1】のとおりである。

(2) 悪性家畜伝染病

ア 口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病

イ アに掲げるもののほか、重大な経済的被害及び社会的に大きな影響を及ぼす家畜伝染病

3 対処態勢

(1) 熊本県警察の態勢

県内において悪性家畜伝染病が発生し又は発生するおそれがあるときは、情勢に応じて、以下のとおり対処態勢を構築する。

なお、各態勢には、発生した家畜伝染病の病名を冠するものとする。

態勢の種別	態勢の長	設置基準
情報連絡室	警備第二課長	九州内において悪性家畜伝染病の発生が確認され、本県においても知事部局、市町村等との連携を強化し、情報収集態勢を強化する必要がある場合（編成は【別表2】参照）
対策室	警備部長	隣接県において悪性家畜伝染病の家畜等への感染が確認され、本県において防疫措置が行われる場合で、組織的な部隊運用を伴う警察活動の必要が生じた場合（編成は【別表3】参照）
対策本部	警察本部長	県内において悪性家畜伝染病の家畜等への感染が確認された場合（編成は【別表4】参照）

(2) 熊本県の態勢

熊本県（知事部局）では、悪性家畜伝染病の発生が報告された場合は、その発生地域に応じて、原則として次の3段階の防疫態勢をとる。

防疫態勢レベル	防疫態勢レベルの発令基準
レベル1	国内で発生があった場合
レベル2	九州内で発生があった場合 ※ レベル2の防疫組織体制は【別表5】のとおり。 なお、防疫態勢の強化が特に必要な地域が発生した場合は、当該地域の地域振興局に「地域家畜伝染病対策会議」を置く。
レベル3	県内で発生があった場合 ※ レベル3の防疫組織体制は【別表6】のとおり。 なお、「熊本県家畜伝染病防疫対策本部」が設置された場合は、各地域振興局に「地域家畜伝染病対策会議」を置く。

4 家畜伝染病発生時の各種制限等

家畜伝染病が発生した場合は、法に基づき、以下のような制限が行われることとなるが、熊本県警察では、知事部局等と協議の上、必要な警察措置を行うものとする。

(1) 通行の制限又は遮断（法第15条）

都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続きに従い、72時間を超えない範囲内において期間を定め、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の所在の場所（これに隣接して当該伝染性疾患の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

◇ 家畜伝染病予防法施行令第5条第1項

都道府県知事又は市町村長は、法第15条の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報するとともに、市町村長にあっては都

道府県知事にその旨を報告しなければならない。

(2) 家畜等の移動の制限（法第32条）

- 1 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の当該都道府県の区域内での移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。
- 2 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、農林水産省令の定めるところにより、区域を指定し、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止し又は制限することができる。

5 家畜伝染病発生時における熊本県の防疫措置

(1) 口蹄疫発生時の防疫措置

【別表7】参照

(2) 高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置

【別表8】参照

6 具体的措置要領

県内で悪性家畜伝染病の家畜への感染が確認され、防疫措置に伴う警察活動が必要となった場合は、関係機関と協議の上、下記の要領に従い必要な措置を講じる。

項目	内容
部隊編成	警察官の配置が必要となる消毒ポイント等の箇所に応じて、管轄警察署、隣接及び近接警察署、機動隊、管区機動隊、第二機動隊等により部隊を編成する。
任務	防疫措置に伴う警察活動に従事する者は、発生場所又は消毒ポイント等を管轄する警察署長の指揮により、次の任務を行う。 <ul style="list-style-type: none">○ 発生農場等周辺における通行制限区域内の固定警戒○ 移動制限区域及び搬出制限区域に設置される消毒ポイントにおける固定又は流動警戒○ その他必要と認める措置

帯同装備品等	個人装備品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制服常装（けん銃を除く。） ○ 白色ヘルメット ○ 白手袋 ○ 照明具 ○ マスク
	部隊装備品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜行チョッキ ○ 停止棒（灯） ○ 感染防護衣 <p>※ 感染防護服については、ウイルスの拡散を防止することを目的として着用するものであることから、原則として、発生場所直近で活動する場合に着用するものとする。</p>
	帯同車両	警ら用無線自動車、小型警ら車等赤色灯搭載の車両
活動要領	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消毒ポイント運営に関わる犯罪の防止 ○ 消毒ポイント運営に関わる交通事故の防止 ○ 消毒ポイント運営に関わる警察上必要な助言・指導 	
消毒ポイント配置員の具体的任務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情等トラブル発生時の対応（警察法第2条、警職法第5条） 一時的には現場責任者の県（地域振興局）職員が対応することとし、警察官はトラブルが犯罪に発展するおそれがある場合に対応する。 ○ 交通渋滞時の対応（警察法第2条、道路交通法第6条） 消毒待ち等により渋滞が生じた場合、交通整理を行い、渋滞の解消、交通事故の防止を図る。 ※ 消毒車両の誘導については、県が委託する警備業者等が行うこととし、警察官は行わないこと。 	

7 高病原性鳥インフルエンザ（容疑事案を含む。）発生時の初動対応要領

(1) 畜舎内における死鳥事案を認知した場合

ウイルスの拡散防止の観点から、警察官による現場臨場は行わず、県（地域振興局）に通報するとともに警備第二課危機管理室に即報する。

※ 県（地域振興局）が、高病原性鳥インフルエンザの感染を確認したときは、必要な警察措置を実施する。

(2) 畜舎外における野鳥の死鳥事案を認知した場合

熊本市内の場合、知事部局（自然保護課）に、また、熊本市以外の場合は、地域振興局担当者に通報するとともに、必要に応じて現場臨場し、県担当者に引き継ぎ、併せて警備第二課危機管理室に即報する。

※ 現場が道路上等で、交通の障害や検体となる死鳥の損壊のおそれがある場合は、県担当者の到着に先立ち、死鳥を路肩に寄せる等の必要な措置を講じた上で県担当者に引き継ぐものとする。

<p>現場臨場時の留意事項</p> <p>【別表9、10】参照</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 死鳥には絶対に素手で触れないこと。○ 死鳥の移動が必要な場合は、マスク、手袋、足カバー等の装備資機材を確実に使用すること。○ 警察車両を現場直近まで乗り入れないこと（病原体のタイヤへの付着防止）。○ 羽毛や糞便等を踏みつけないよう留意すること。○ 処理後は、消毒、手洗い、うがいを徹底すること。
-------------------------------------	---

(3) 高病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染が確認された場合の措置

ア 防疫措置の実施に対する指導・助言等

発生地を中心とした移動制限等の防疫措置の実施に当たり、消毒ポイントの選定、作業の安全性、道路使用許可の申請等に関する必要な指導・助言を行う。

イ 発生現場直近における警戒活動

高病原性鳥インフルエンザ発生時には、発生農場に出入りする全ての車両を消毒することとなるため、感染防護服を着用した警察官を24時間態勢で配置し、発生農場への立入制限、消毒ポイントにおけるトラブル防止等の警戒活動を行う。

ウ 発生現場付近における警戒活動

発生農場付近においては、発生農場方面から進行する全ての車両の消毒を行うこととなるため、感染防護服を着用した警察官を配置し、トラブル防止等の警戒活動を行う。

エ 発生現場周辺における警戒活動

管轄警察署等による流動警戒を実施し、トラブル防止に努めるとともに、不法事案等が発生した場合は、迅速・的確な措置をとる（原則として感染防護服は着用しない。）。【別表11】参照

8 発生地農場等直近における警戒活動時の留意事項等

(1) 現場臨場前における留意事項

ア 洗濯できないもの、不要なものは持ち込まない。

現場で使い回しが可能なもの（夜光チョッキ等）は、可能な限り現場引継ぎで使用し、持ち帰る回数を極力減らす。

イ 下記の類型に従い、最低2セットの着衣（下着、靴下、靴を含む。）と、携行

品や衣類消毒用の消毒液と携帯用噴霧器を準備する。

第1類型	任務従事時に着用するもの（出動服等）
第2類型	管轄警察署から自所属に帰庁する際に着用するもの ※ 自所属出発時からビニール袋に入れ、口をしっかりと縛っておき、帰庁する際以外は絶対に着用しないこと。

ウ 時計は、防水でベルトが皮でなく、洗浄できるものを使用する。

エ 現場に車両消毒用の噴霧器が用意されていない場合、車両に噴霧器と消毒液を登載して臨場する。

(2) 任務従事の際（現場到着～作業～現場離脱）の対策

ア 管轄警察署から現場へは、第1類型着衣を着用し、管轄警察署が準備した車両で出発する。

イ 現場には、携帯電話を持ち込まず、管轄警察署に保管を依頼する。連絡のため必要な場合は、携帯電話をビニール袋等で包むなどして持ち込み、真に必要な場合以外は取り出さない（完全防水の携帯電話の場合、この措置は不要）。

ウ 無線機を使用する必要がある場合は、無線機をビニール袋等で包んで持ち込み、包んだままの状態を使用する。

エ 現場において、第1類型着衣の上から、感染防護衣を着装する。

感染防護服の胸部、背部に「熊本県警察」と記載されているシールを貼付する。

シールが準備できない場合は、警察官である旨が印字されている夜光チョッキを使用する。

オ 作業が終了したら、消毒を徹底する。

(ア) 靴（靴底は特に入念に）に現場の消毒液を噴霧し消毒（1回目）

(イ) 感染防護服等の廃棄

○ 現場に県が設置した廃棄場所がある場合

その場で感染防護服を脱ぎ、使用済みの感染防護服及び無線機、携帯電話を包んでいたビニール袋を廃棄する。

○ 現場に県が設置した廃棄場所がない場合

感染防護服をその場で脱ぎ、ビニール袋に入れて、口を固く縛り、携行する。この際、ビニール袋の外部に消毒液を噴霧する。

(ウ) 身体、眼鏡、時計、完全防水の携帯電話、夜光チョッキ及び第1類型着衣に、携帯用の消毒液を噴霧する。夜光チョッキについては、消毒後ビニール袋に入れて堅く口を縛り、さらにビニール袋の上から消毒液を噴霧する。

(エ) 車両に乗り込む際に、消毒マットで靴を消毒（2回目）

(オ) 現場において車両外部を洗浄

(3) 管轄警察署に帰署する際の対策

- ア 車両外部に消毒液を噴霧し、車両内部の座席等に携帯用の消毒液を噴霧する。
- イ 管轄警察署到着までに消毒ポイントを通過するときは、必ず車両外部を消毒する。
- ウ 管轄警察署到着後、車両は敷地内の駐車場に駐車する。
- エ 降車後、管轄警察署に入る前に、消毒用マットで靴を消毒（3回目）する。
- オ 管轄警察署において、手洗い、うがい、シャワー、洗髪、眼鏡及び時計等、作業時に身につけていたものの再洗浄を行う。
- カ （現場に県が設置した廃棄場所がない場合）管轄警察署において、使用済みの感染防護衣入りのビニール袋及び無線機、携帯電話、夜光チョッキを包んでいたビニール袋を廃棄する。

(4) 管轄警察署から自所属等に帰署する際の対策

- ア 第2類型の着衣を開封、着用する。
- イ 持ち帰るものについては、例外なくビニール袋に入れて、口を固く縛る。特に第1類型着衣にあっては、消毒液を噴霧後、直ちに濡れたままの状態ではビニール袋に入れて、口を固く縛り、洗濯するまで開封しない。
- ウ 車両外部及び帯同した資機材を消毒する。
- エ 自所属等への到着までに、消毒ポイントを通過するときは、必ず車両外部を消毒する。

(5) 自所属等到着後の対策

前記（4）で持ち帰ったビニール袋を開封し、すぐに洗濯する。

以上の対策をとっていけば、翌日から通常の生活をして問題はないが、念のため、可能な限り外出を控え、感染の恐れがある動物（牛、豚、鹿、鶏）などには接触しない。

※ 上記対策は、感染力が極めて高い口蹄疫を想定した基本的な対策であり、高病原性鳥インフルエンザ等、他の家畜伝染病発生時の対応については、その都度、県（知事部局又は地域振興局）と協議して決定する。

9 感染防護服の着装要領

感染防護服の着装が必要な場合は、【別表12】の要領に従って確実に着装するとともに、使用後は、病原体の拡散による感染拡大に留意し、確実に廃棄する。

10 参考資料

(1) 【資料1】

関係機関連絡先一覧

(2) 【資料2】

高病原性鳥インフルエンザウイルスに対し感染リスクの高い日本の野鳥種

※ 別表・参考資料（略）